

岐阜県公報

第 三 千 二 一 号
平成三十年十一月三十日
(金曜日)

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 七三九^ハ

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七三九

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 七四〇

道路の区域変更

(道路維持課) 七四一

道路の供用開始

(同) 七四二

公 示

平成三十年度砂利採取業務主任者試験合格者

(商工政策課) 七四二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 七四三

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 七四三

公共測量の終了

(用地課) 七四四

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 七四四

正 誤

岐阜県白山スノーパーク林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則中改正

(治 山 課) 七四五

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項中「前項第二十号」を「前項第八号、第二十号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字芝ヶ瀬一・二・三・四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市洞戸高賀字羽田一・二・八五・二・二八六（以上二筆について次の図に示す部分に

限る。）、一・二八四、板取字タキナ三・五二・六七の一

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市洞戸高賀字羽田一・二・九三の三、武芸川町八幡字松洞五七六の四、字殿洞一六

六一の一、字神之洞一七・一三の一（次の図に示す部分に限る。）、一七一四、一七一

五、武芸川町平字五反田三三九、字長洞三三二、字桂洞三六二の六、三六二の一、

三六五、三六九の一、三七〇、字中大洞三九〇、三九二、三九六の四、字三山口四

二五、字塚洞四二六の一、四二六の二、字西中平四四七の一、四四九、字中ヶ洞五

六六、五六七の九、五六七の一〇、五六七の二から五六七の一六まで、五六八、

五七一の一、五七一の二、五七二の二、武芸川町谷口字中立一六八六、一六八七

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課並びに関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字水洞一五五五、一五六三、一五六四の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町下岡島字 大道上八二番一地从先から 同 郡同 町同 字 七 一 番 五 地 先 まで	前	六〇	五七	
			後	二〇・六 三・四	五七	

岐阜県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	大嶽岐 野南阜 線	揖斐郡大野町大字小衣斐 字藤ノ木二〇六番二地从先 から 同 郡同 町同 大字同 字大前町三六一番地先ま で	前	七八 八七	二九・七	県道池 田揖斐 川大野 線と一 部重用
			後	一六九 三・五	二九・七	

岐阜県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成三十年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日ほか）
三川輪島線	岐阜市加野七丁目一番二地先から同市同 一番三地先まで			四・四	平成三〇・一一・三〇	平成三〇・六・二六

岐阜県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日ほか）
------	-----	---	---	----------	---------	--------------------

県道	大今垣尾線	安八郡輪之内町大字松内字駒島 揖斐郡左岸堤防敷地先（二八六八番一〇）から 同 郡同 町大字同 字出口 揖斐川左岸堤防敷地先（六八四番二）まで	安八郡輪之内町大字松内字昭和 揖斐郡左岸堤防敷地先（四八三番二）から 同 郡同 町大字大吉新田 字知ノ割 揖斐川左岸堤防敷地先（二二一八番二）まで	五・七	平成三〇・一一・三〇	平成三〇・八・一〇
----	-------	---	---	-----	------------	-----------

公 示

平成三十年年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成三十年年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
四	八	九
一七	一八	二一
二六	二七	二九
三十		

以上十名

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十一月十九日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友ファイナンス&リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロ―大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八八番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里 外一者

多治見市高根町四丁目二九番地

(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦 外一者

多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十一月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミタヤ

三 建物の名称及び所在地

トミタヤ岐南店

羽島郡岐南町徳田三丁目一九一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミタヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミタヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

株式会社コスモマツオカ 代表取締役 松岡 守

下呂市金山町大船渡六二八 一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業	施行に係る地区名	益田北東部地区 (ほ場整備・大町工区)	工事完了年月日	平成二九・三・一三
-------	-------------	----------	------------------------	---------	-----------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業	施行に係る地区名	下呂東南部地区 (ほ場整備・福来工区及 び中津原工区)	工事完了年月日	平成三〇・二・一五
-------	-------------	----------	-----------------------------------	---------	-----------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域
-----------------------	------------------------	-------------	---------------------

中山間地域総合整備事業
（金山道西部整備地区）
平成三〇・三・一一

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年八月二十日から
同 年十一月七日まで
- 四 作業地域
郡上市

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可を受けた者の住所及び氏名

<p>岐阜県指令岐西建築第三号の五 平成三〇・八・三 〔同岐西建築第四号の二〇 同三〇・一〇・二五〕</p>	<p>瑞穂市野白新田字宮上二九二番一</p>	<p>水路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>岐阜市早田東町九丁目二番地 株式会社マンションセンターダイシン 代表取締役 山 田 百合香</p>
<p>同岐西建築第五二号の四 平成二九・三・六 〔同岐西建築第二六号の二二 同二九・八・一七 同岐西建築第四四号の二一 同三〇・一〇・五〕</p>	<p>不破郡垂井町宮代字敷井一〇三三番三 一〇三三番、同町宮代字天満田一〇八 三番一、一〇八三番二の一部、一〇八 四番一から一〇八四番二まで、一〇 〇二番一、同町宮代字尾崎一〇九番 一、一一一〇番一、一一一〇番六及び 一一一〇番二</p>	<p>水路 同</p>	<p>同</p>	<p>東京都千代田区平河町二丁目七番九号 J A 共済ビル ナブテスコ株式会社 代表取締役 寺 本 克 弘</p>
<p>同岐西建築第四一号 平成三〇・六・二八</p>	<p>安八郡安八町東結字多賀田六〇八番一 及び六〇九番一</p>	<p>道路、水路 同</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p>
<p>同岐西建築第二四号の七 平成三〇・二・二六 〔同岐西建築第四四号の二 同三〇・四・一一〕</p>	<p>揖斐郡池田町下東野字下河原五七三番一</p>	<p>道路、公園 同</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県揖斐郡池田町本郷二三八一番地の一 六 株式会社さくらホーム 代表取締役 松 原 和 彦</p>
<p>同東建築第八六号 平成二九・一〇・三一</p>	<p>中津川市昭和町二五二番八から二二 五二番一〇まで、二二五二番一から 二二五二番一五まで、二二六三番一、 二二六三番一六から二二六三番一〇ま で、二二七五番一及び二二七五番五</p>	<p>道路、公園 下水道、水 路 同</p>	<p>同</p>	<p>恵那市大井町一三四番地の八二 株式会社アイギハウジング 代表取締役 保 母 龍 興</p>

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年三月三十一日二千六百三十五号 岐阜県白山スーパー林道整備事業資金
貸付規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第十七号)二二六頁上段前から一行目中
「第八条第二号」は、「第八条第一号」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年三月三十一日二千六百三十五号 岐阜県白山スーパー林道整備事業資金
貸付規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第十七号)二二六頁上段前から二行目中
「一 白山林道整備事業報告書」は、「一 白山林道整備事業報告書」の誤り。

平成三十年十一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社